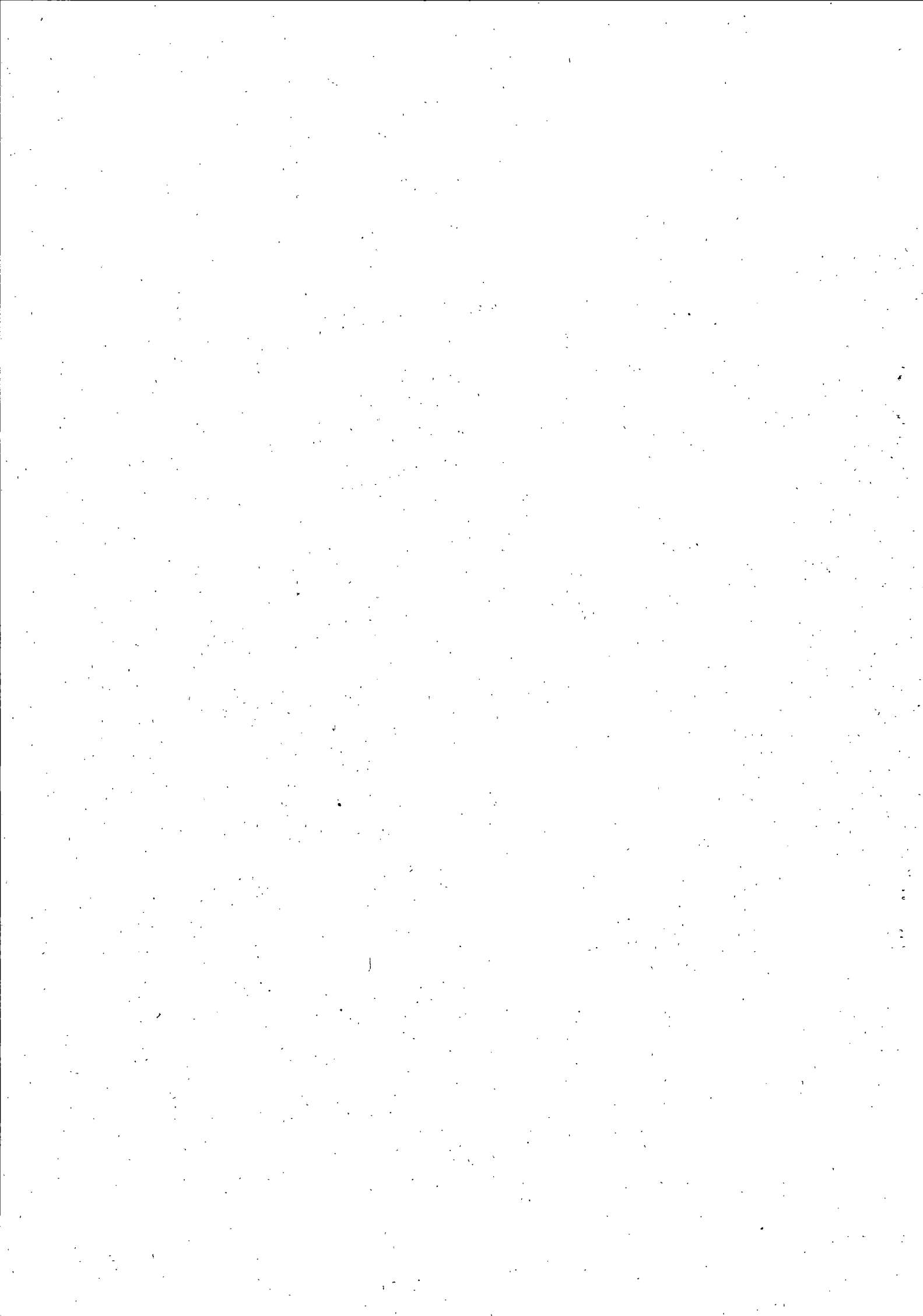


令和2年1月30日

令和2年千葉市教育委員会会議第1回定例会

千葉市教育委員会



千葉市教育委員会会議第1回定例会議事日程

令和2年1月30日(木)

午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 令和元年度千葉市農山村留学推進事業について …… 1
[教育指導課]
 - (2) 住居表示の実施に伴う規則の一部改正について …… 3
[学事課]
- 8 議決事項
 - 議案第1号 令和元年度補正予算について …… 5
[企画課・生涯学習振興課]
 - 議案第2号 令和2年度当初予算について …… 9
[総務課]
 - 議案第3号 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部改正について …… 21
[教育給与課]
 - 議案第4号 千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例の
一部改正について …… 23
[教育支援課]
- 9 臨時代理報告
 - 報告第1号 職員の処分について …… 別添
[教育職員課]
- 10 その他
- 11 閉 会



令和元年度 千葉市農山村留学推進事業について

学校教育部教育指導課

1 目的

- 留学先で多くの人とめぐりあい、人間関係を広げる中で、他人を思いやる心や社会性を育成する。
- さまざまな体験活動を通して、子どもの自主性・創造性をのばす。
- 千葉市で学ぶ子どもたちに郷土への誇りと愛着をはぐくむ。
- ゆったりとした時間の流れの中での友達との生活を通して、一人一人の個性が発揮され、長所が生かされるようにする。

2 実施期間

令和元年5月28日(火) ～ 12月24日(火)

3 実施概要

(1) 実施施設及び期間

・千葉市少年自然の家利用校	10校	児童数	571人
・県内他施設利用校	101校	児童数	7,621人
合計			8,192人 (内 民泊 641人)

宿泊施設	利用校 (111校)	3泊4日実施校 (15校)	内 民泊実施校 (11校)	2泊3日実施校 (96校)
千葉市少年自然の家 長生郡長柄町針ヶ谷字中野 1591-40	10校 571人	1校 4人	なし	9校 567人
千葉県立水郷小見川少年自然の家 香取市小見川 5249-1	3校 218人	なし	なし	3校 218人
千葉県立大房岬自然の家 南房総市富浦町多田良 1212-23	30校 2,199人	7校 449人	7校 449人	23校 1,750人
千葉県立鴨川青年の家 鴨川市太海 122-1	67校 5,118人	7校 474人	4校 192人	60校 4,644人
千葉県立君津亀山少年自然の家 君津市笹1661-1	1校 86人	なし	なし	1校 86人

(2) 民泊実施校の宿泊先(1校につき複数地区)

- ・南房総市 富浦地区 民宿 7軒 岩井地区 民宿 7軒 白浜地区 民宿 3軒
- 千倉地区 民宿 3軒 和田地区 民宿 3軒
- ・鴨川市 大山地区 農家 1軒

4 主な活動内容

宿泊施設	地域体験活動	学習・創作活動
千葉市 少年自然の家	農業体験(稲刈り脱穀、田植え、夏みかん・梅の実・落花生収穫) 秋元牧場ハイキング 林業体験(真竹狩り、間伐体験) 地引網体験 魚焼き体験 泥んこ遊び ドラム缶風呂 長柄横穴古墳群ウォッチング ザリガニ釣り 養老溪谷ハイク 武峯神社・権現の森散策	夏みかん・梅ジャム作り ゆで落花生作り 野鳥観察 ヨモギ団子作り 藍の生葉染め 太巻き祭り寿司作り 星空観察 鯛提灯作り 勾玉作り 焼板活動 ネイチャーゲーム 竹の水鉄砲作り

水郷小見川少年自然の家	魚釣り カヌー体験 シーカヤック体験 銚子アドベンチャー 佐原歴史探訪 ビオトープ観察	国立歴史民俗博物館見学 小見川サイクリング 七宝焼き 草木染め めれせんべい手焼き体験
大房岬自然の家 ※岩井・富浦・白浜・千倉・和田地区の民泊の活動を含む	漁師体験・地引網体験 魚の開き作り 魚釣り 海中観察 海水塩作り 磯遊び 海ホテル観察会 クジラの解体見学 海岸清掃 サンセットウォッチング 房総こどもカルタ ホテル観察 ビーチコーミング 鋸山ハイキング 南総里見八犬伝ウォークラリー 崖観音ハイキング 枇杷農家作業体験 野菜収穫体験	館山市立博物館見学 野島崎灯台見学 枇杷染め 藍染め 房州うちわ作り ところてん作り 天草ゼリー作り 太巻き祭り寿司作り そば打ち 貝細工作り 学校間交流
鴨川青年の家 ※大山地区の民泊の体験を含む	カッター訓練 シーカヤック体験 磯遊び 地引網体験 魚釣 ウミホテル観察 砂の彫刻 ホテル観察 四方木ハイキング 鴨川シーワールド 海洋生物の夜の生態にせまる 仁右衛門島探検 誕生寺・鯛の浦見学 清澄寺歴史探訪 鴨川探訪 農作業体験 大山千枚田自然体験 酪農体験	萬祝染め 藍染め 草木染め 太巻き祭り寿司作り 扇子作り 手焼きせんべい作り 切り絵作り そば打ち うどん打ち 紙漉き体験 アイスクリーム作り わら細工作り 陶芸体験 吹きガラス体験 貝殻クラフト トンボ玉作り
君津亀山少年自然の家	きみかめ生き物探し 星空観察 農業体験 川遊び・森体験 木こり体験 プラネタリウム グランドゴルフ きみかめクエスト 森体験 里山の野生五感遊び 森のスライドショー	七宝焼き 万華鏡づくり 勾玉づくり 屋久杉箸づくり 羊毛ストラップ作り 太巻き寿司作り 上総掘り体験

5 成果と課題（成果○ 課題●）

- 様々な体験活動や民泊体験を通して、現地の人や自然と密接に触れ合い、郷土に親しみをもつことができた。
- 豊かな自然環境の中、友達と寝食や活動を共にすることで、他人を思いやる心や最後まで頑張ろうとする気持ちなど豊かな心を育むことができた。
- 実施後の児童の感想から、「自分の考えを他者にきちんと伝えられるようになった（社会性）」「身の回りの整理整頓など自分のことは自分でできるようになった（生活習慣）」「家族に、よく手伝いをするようになったと褒められた（自己肯定感）」「勉強でわからないところをわかるまで粘り強く取り組むようになった（自己肯定感）」「千葉市や県のよいところに気づくことができた（感性）」というような意識の変容が見られた。
- 教職員からは、交友関係の広がりや人間関係の改善にも有効であるとの声が多数聞かれた。また、保護者からは、家族旅行ではできない貴重な体験ができたことや、思い出に残る楽しい体験ができたことを評価する言葉が多数寄せられた。
- 3泊4日を推奨しているが、学校事情等により2泊3日での実施校が増えている。また、令和2年度から、2泊3日での民泊実施も可能としたが、希望校が11校(内 2泊3日5校)と減っている。短期間でもねらいを達成できるようなプログラム開発をさらに行う必要がある。
- 台風15号の影響により、日程や宿泊先の変更、民泊の中止をせざるを得ない学校が25校あった。
- 市少年自然の家の施設利用料金の有料化など、その影響を考慮していく必要がある。

報告事項（２）

住居表示の実施に伴う規則の一部改正について

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年１月２４日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第１号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和４４年千葉市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 千葉市立加曾利中学校の部 千葉市立都小学校の項中「都町１～３丁目」を「都町１～８丁目」に改める。

別表第３ 中「都町１～３丁目」を「都町１～８丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和２年２月３日から施行する。

参 考

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年1月17日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第1号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(千葉市区の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 千葉市区の設置等に関する条例（平成3年千葉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中央区の項中「都町1丁目～3丁目」を「都町1丁目～8丁目」に改める。

(千葉市立小学校設置条例の一部改正)

第3条 千葉市立小学校設置条例（昭和39年千葉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉市立都小学校の項中「千葉市中央区都町1, 129番地」を「千葉市中央区都町4丁目2番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年2月3日から施行する。

議案第1号

令和元年度補正予算について

令和元年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に
申し出るものとする。

令和2年1月30日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和元年度補正予算について (教育みらい夢基金積立金)

教育総務部 企画課

1 補正理由

千葉市教育みらい夢基金への寄附金を積み立てる。

2 補正予算額 50,738 千円

【財源】 寄附金 50,738 千円

3 補正予算の内容

寄附金	令和元年12月19日現在	10件	50,552 千円
	令和元年12月20日～令和2年3月見込み		186 千円
計			50,738 千円

令和元年度補正予算について (アフタースクール運営業務委託)

生涯学習部 生涯学習振興課

1 補正理由

平成30年度予算に設定した債務負担行為に基づき、平成31年度から3年間の契約を締結している放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業6校分について、令和2年度から土曜日の開所を30分早めて午前8時からに変更しサービス向上を図ることに伴い、契約金額を増額した上で改めて契約する必要が生じたことから、残る2年間の債務負担行為を設定するものである。

なお、令和2年度からはアフタースクールとして本格実施する。

事業名	期間	限度額	内容
アフタースクール運営業務委託 (債務負担行為)	令和2年度～ 令和3年度	327,345千円	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費（指導員、補助指導員等） ・プログラム費（講師謝礼、材料費） ・その他経費（消耗品費等）

単位：円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	令和2～3年度合計
補正前 放課後子ども教室・子ども ルーム一体型運営 (期間：R1年度～R3年度) (3年間)	161,077,407	162,555,182	162,555,182	486,187,771	325,110,364
補正後 アフタースクール運営 (期間：R2年度～R3年度) (2年間)	—	163,672,278	163,672,278	327,344,556	327,344,556
差額（人件費）	—	1,117,096	1,117,096	—	2,234,192

議 案 説 明

令和元年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、
千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を
求めるものであります。

議案第2号

令和2年度当初予算について

令和2年度当初予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

令和2年1月30日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和2年度当初予算（教育委員会所管分）の概要

一般会計 教育費 当初予算額 739億5,200万円

構成比（教育費／一般会計） 15.9%

増減率（対前年度） 4.5%

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	増 減 率 %	
一 般 会 計 ①	463,600,000	461,000,000	2,600,000	0.6	
教 育 費 (当初予算) ②	73,952,227	70,755,029	3,197,198	4.5	
構 成 比 ②/①	15.9	15.3	-	-	
教 育 費 (補正前倒し) ③	0	3,330,970	△ 3,330,970	△ 100.0	
教 育 費 (当初+補正) ②+③	73,952,227	74,085,999	△ 133,772	△ 0.2	
構 成 比 (②+③)/①	15.9	16.1	-	-	
諸 支 出 金 ④	0	3,804	△ 3,804	△ 100.0	
災 害 復 旧 費 ⑤	14,600	0	14,600	皆増	
教育委員会所管(一般会計) (A)=②~⑤計	73,966,827	74,089,803	△ 122,976	△ 0.2	
特 別 会 計	学 校 給 食 事 業 (B)	8,781,296	8,689,166	92,130	1.1
	公 共 用 地 取 得 事 業 (C)	0	267,804	△ 267,804	△ 100.0
教育委員会所管(全会計) (A)~(C)計	82,748,123	83,046,773	△ 298,650	△ 0.4	

(単位:千円)

区 分	令和2年度		令和元年度		増 減	増 減 率 %
		構成比%		構成比%		
1 教 育 総 務 費	10,231,767	13.8	8,105,849	11.5	2,125,918	26.2
2 小 学 校 費	32,594,740	44.1	32,828,678	46.4	△ 233,938	△ 0.7
3 中 学 校 費	16,721,137	22.6	16,133,670	22.8	587,467	3.6
4 高 等 学 校 費	1,797,299	2.4	1,799,016	2.5	△ 1,717	△ 0.1
5 特 別 支 援 学 校 費	1,916,688	2.6	1,679,310	2.4	237,378	14.1
6 社 会 教 育 費	5,902,097	8.0	5,334,720	7.5	567,377	10.6
7 保 健 体 育 費	4,788,499	6.5	4,873,786	6.9	△ 85,287	△ 1.7
教 育 費 合 計	73,952,227	100.0	70,755,029	100.0	3,197,198	4.5

課名	事務事業名	事業内容	備考
企画課	オリンピック・パラリンピック教育の推進	<p style="text-align: right;">80,530 (12,000)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 4,929 繰入金 4,950〕 〔市費 70,651〕</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、多様性理解の力をはぐくむための教育を推進する。</p> <p>1 授業におけるパラスポーツの実施 2 パラリンピックの試合観戦 3 パラスポーツ交流会の開催</p>	拡充
企画課・学校施設課	新設小学校基本計画策定	<p style="text-align: right;">10,000 (-)</p> <p style="text-align: center;">〔市費 10,000〕</p> <p>住宅開発が進む幕張新都心若葉住宅地区における良好な教育環境を確保するため、新設小学校の建設に向けた、基本計画を策定する。</p>	新規
教育職員課・教育指導課	専科指導のための非常勤講師の配置	<p style="text-align: right;">165,276 (45,501)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 29,109 諸収入 421〕 〔市費 135,746〕</p> <p>専門性の高い指導を実施するとともに、担任教員が児童と向き合う時間を確保するため、小学校に図工・家庭・体育の非常勤講師を新たに配置する。</p> <p>専科科目 (現行) 音楽 (12学級以下の37校に配置) (拡充) 図工、家庭、体育 配置人数 20人→60人</p>	拡充
教育職員課	スクール・サポート・スタッフの配置	<p style="text-align: right;">37,520 (4,557)</p> <p style="text-align: center;">〔国費 9,854 諸収入 96〕 〔市費 27,570〕</p> <p>地域の人材などを活用し、パソコンへのデータ入力や授業準備などを、教員に代わって行うサポートスタッフを増員する。</p> <p>配置人数 3人→18人</p>	拡充

課名	事務事業名	事業内容	備考
学校施設課	学校施設の環境整備	<p style="text-align: right;">3,259,778 (4,391,197)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>国費 609,051 市債 2,588,000</p> <p>市費 62,727</p> </div> <p>学校施設の長寿命化を図るため、計画的な保全改修を行うとともに、時代の要求水準に沿った施設環境・機能に改善するための質的整備を行う。</p> <p>1 工事等 大規模改造 小学校6校、中学校1校 冷暖房設備設置 中学校12校</p> <p>2 実施設計 大規模改造 小学校4校、中学校1校 外壁改修 小学校6校、中学校3校 トイレ改修 小学校10校、中学校6校</p>	
	適正配置改修	<p style="text-align: right;">1,644,157 (704,819)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>国費 325,531 市債 1,066,000</p> <p>市費 252,626</p> </div> <p>学校適正配置事業により統合する学校の校舎などの大規模改造または修繕を行う。</p> <p>1 千城台旭・南統合小 大規模改造 (令和元年度～2年度継続) グラウンド改修 学校備品の移動及び購入</p> <p>2 千城台北・西統合小 大規模改造 グラウンド改修 (令和元年度～2年度継続) 学校備品の移動及び購入</p> <p>3 大宮・大宮台統合小 校舎修繕、学校備品の移動及び購入</p> <p>4 高洲第一・高洲第二統合中 校舎修繕、学校備品の移動及び購入</p>	
	学校防犯対策	<p style="text-align: right;">14,093 (12,952)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>市費 14,093</p> </div> <p>施設被害や侵入のある学校に、防犯カメラシステムを設置し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>設置校 90校→100校</p>	拡充

課名	事務事業名	事業内容	備考
学 事 課	夜間中学設置に向けた ニーズ調査	400 (—) [市費 400] 夜間中学の対象となる学齢超過者で、義務教育未修了の方や外国籍で日本語の学習を希望する方などのニーズを調査するとともに、民間団体と連携し、夜間中学体験セミナーを開催する。	新 規
	不登校児童生徒の学習支援と フリースクールとの連携	4,939 (2,000) [国費 846 市費 4,093] フリースクールへ通う不登校児童生徒に対し、科学実験などの実践活動を取り入れた学習支援モデル事業を実施する。 また、フリースクールなどへ通う要保護・準要保護の児童生徒へ、交通費や実習費などの助成を行う。	拡 充 新 規
	学校と地域の連携・ 協働体制の整備	2,172 (2,204) [国費 722 市費 1,450] 学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、学校支援地域本部を設置する。 設置校 -36校→46校	拡 充
	要保護・準要保護児童生徒 就学援助	213,139 (218,996) [国費 2,971 県費 426] [市費 209,742] 小学校及び中学校就学援助の入学準備金などの支給単価を国に準じて改定し、支給する。 小学校 50,600円→51,060円 中学校 57,400円→60,000円	拡 充

課名	事務事業名	事業内容	備考
教育指導課	基礎学力定着に向けた学習支援体制の整備	6,500 (113) 【市費 6,500】 教育課程外における児童の基礎学力定着に向けた継続的な学習支援体制を整備するため、民間事業者を活用したモデル事業を実施する。 千城台地区→千城台地区、花見川地区	拡充
	小学校教科書等購入	276,943 (1,095) 【市費 276,943】 小学校の教科書改訂に伴い、「わかる授業」を推進するため、教材研究用教科書等を購入する。また、新たに教科化した小学校英語のデジタル教科書を整備する。 1 教師用教科書及び指導書の購入 2 デジタル教科書整備(小学校英語)	
教育支援課	スクールカウンセラー活用	177,945 (167,589) 【国費 58,606 市費 119,339】 いじめや不登校などに対応するため、公認心理師・臨床心理士などによる児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。 1 スクールカウンセラー配置 (1)中学校 55校 (2)小学校(年105時間) 67校 (3)小学校大規模校等(年140時間) 3校→43校 (4)特別支援学校 3校 (5)市立高等学校 0校→2校 2 地区担当スーパーバイザー 3人 3 統括スーパーバイザー 1人	拡充
	スクールソーシャルワーカー活用	37,049 (17,334) 【国費 12,287 市費 24,762】 教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を支援する。 スクールソーシャルワーカー配置 8人→10人 1人あたり年間配置時間数 560時間→864時間	拡充

課名	事務事業名	事業内容	備考
教育支援課	学校問題解決推進	3,101 (2,247) [市費 3,101]	新 規 新 規
		学校において解決困難な事案が発生した際に、外部専門家の助言を得て具体的な対応策を検討し、解決に向けた支援を行う。また、スクールロイヤーによる教職員を対象とした研修を実施するとともに、学校が法律相談を受けられるよう、体制を強化する。 1 弁護士 (1) 困難事案の検討・支援 4人 (2) 研修 0回→5回 (3) 法律相談 0日→20日 2 精神科医 1人 3 臨床心理士 1人	
保健体育課	小学校の水泳学習における民間スイミングスクール活用	27,148 (7,425) [市費 27,148]	拡 充
		民間のスイミングスクールを活用して、水泳の授業を実施し、児童の泳力の向上、教員の負担軽減及び学校プール施設の維持管理費用削減などの効果を検証する。 スイミングスクールでの水泳学習 2校→7校 インストラクターの派遣による水泳学習 0校→2校	
部活動の充実		25,311 (7,400) [国費 7,549 市費 17,762]	拡 充
		部活動の充実及び教職員の負担軽減を図るため、専門的な知識や技術などを有する指導者を中学校へ派遣する。 部活動指導員 10人 → 55人 民間指導者派遣回数 延べ1,000回	
	小学校給食室冷暖房設備設置	25,000 (—) [市費 25,000] 他に債務負担行為 339,273 (—)	

課名	事務事業名	事業内容	備考												
保健体育課	学校給食運営	<p style="text-align: right;">8,781,296 (8,689,166)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業収入</td> <td style="width: 30%;">4,092,396</td> <td style="width: 30%;">国費</td> <td style="width: 10%;">153,113</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>4,508,480</td> <td>諸収入</td> <td>1,307</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>26,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>成長期にある児童生徒に、安全でバランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供する。 また、新港学校給食センター・こてはし学校給食センター・大宮学校給食センターの管理運営を行う。</p>	事業収入	4,092,396	国費	153,113	繰入金	4,508,480	諸収入	1,307	市債	26,000			特別会計
事業収入	4,092,396	国費	153,113												
繰入金	4,508,480	諸収入	1,307												
市債	26,000														

教育委員会 生涯学習部

(単位：千円)

課名	事務事業名	事業内容	備考
生涯学習振興課	放課後子ども教室	<p>415,452 (221,873)</p> <p>〔国費 53,684 県費 27,693〕 〔諸収入 106,425 市費 227,650〕</p> <p>他に債務負担行為 469,000 (425,000)</p> <p>子どもたちの放課後の充実を図るため、小学校において、地域の参画のもと、多様な体験・学習の機会を提供する。</p> <p>1 アフタースクールの運営 (子どもルームとの一体型運営) (1)実施校の拡大 6校→12校 (2)令和3年度導入校6校拡大に向けた開設準備</p> <p>2 総合コーディネーターによる活動支援 (モデル) 実施校 17校</p>	拡充
	家庭教育支援	<p>1,477 (1,307)</p> <p>〔国費 491 市費 986〕</p> <p>家庭教育や子育てに関する保護者の不安を軽減するため、相談活動などにより、地域における家庭教育を支援する。</p> <p>1 家庭教育支援チーム チーム数 2チーム→3チーム</p> <p>2 子育てサロン</p>	拡充
	科学教育推進	<p>569,397 (551,659)</p> <p>〔繰入金 400 市債 27,000〕 〔市費 541,997〕</p> <p>科学都市戦略事業方針に基づき、子どもたちの探究心向上と青少年の創造力育成をはじめ、幅広い世代の市民が科学・技術に触れあう機会を提供する。</p> <p>1 科学館展示リニューアル設計</p> <p>2 科学館管理運営 (指定管理)</p> <p>3 未来の科学者育成プログラム</p> <p>4 理科教育活性化 他</p>	新規
	生涯学習センター管理運営	<p>600,628 (585,499)</p> <p>〔使用料 10,330 市債 11,000〕 〔市費 579,298〕</p> <p>市民の生涯学習活動を総合的に支援し、生涯学習の振興を図るための中核的施設として、指定管理により生涯学習センターの管理運営を行う。</p>	
	公民館管理運営	<p>1,590,617 (1,375,857)</p> <p>〔国費 125 諸収入 103〕 〔市債 190,000 市費 1,400,389〕</p> <p>地域住民の最も身近な学習拠点及び交流の場としてその役割をより効果的に果たすため、指定管理により47公民館の管理運営を行う。</p>	

課名	事務事業名	事業内容	備考								
文化財課	加曽利貝塚の魅力向上	<p style="text-align: right;">411,476 (143,409)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">国費</td> <td style="padding: 2px;">167,341</td> <td style="padding: 2px;">諸収入</td> <td style="padding: 2px;">85</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市債</td> <td style="padding: 2px;">142,000</td> <td style="padding: 2px;">市費</td> <td style="padding: 2px;">102,050</td> </tr> </table> <p>特別史跡加曽利貝塚の魅力や重要性を多くの方知ってもらうため、史跡整備や縄文貝塚文化の研究を進めるとともに、縄文体験やイベントを実施する。</p> <p>1 加曽利貝塚の史跡整備 (1) 利便性向上などの短期的な史跡整備 北貝塚住居跡群観覧施設改修 園路・ベンチ等環境整備工事 他 (2) 加曽利貝塚博物館の移転 展示体験計画の追加検討 建設予定地周辺での交通影響評価</p> <p>2 縄文貝塚文化研究の推進 (1) 発掘調査及び見学会の実施 (2) 発掘資料の整理・調査・研究</p> <p>3 縄文体験および集客イベントの充実 (1) 縄文体験プログラム運営 (2) 縄文春まつり・秋まつり 他</p>	国費	167,341	諸収入	85	市債	142,000	市費	102,050	
国費	167,341	諸収入	85								
市債	142,000	市費	102,050								
	博物館管理運営	<p style="text-align: right;">67,432 (116,097)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">使用料</td> <td style="padding: 2px;">23</td> <td style="padding: 2px;">諸収入</td> <td style="padding: 2px;">1,092</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市費</td> <td style="padding: 2px;">66,317</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>1 加曽利貝塚博物館管理運営 加曽利貝塚に関する調査研究を進めるとともに、縄文文化の理解促進を図るため、展示、教育普及活動などを行う。 (1) 加曽利貝塚から出土した資料などの展示・企画展の実施 (2) 貝塚関係資料等の調査研究 (3) 縄文時代研究講座や縄文土器づくり講座などの実施</p> <p>2 郷土博物館管理運営 本市の歴史・民俗に関する資料収集・調査研究を進めるとともに、郷土史への興味を喚起するため、展示、教育普及活動及び書籍の刊行などを行う。 (1) 千葉市の歴史・民俗に関する展示・調査研究 (2) 千葉氏に関する研究及び啓発 (3) 歴史講座や鎌倉騎馬武者体験などの教育普及 (4) 市史編さん 「千葉市史史料編近現代」第1巻の刊行</p>	使用料	23	諸収入	1,092	市費	66,317			新規
使用料	23	諸収入	1,092								
市費	66,317										

課名	事務事業名	事業内容	備考
中央図書館 ・ 地区図書館	図書館管理運営	<p style="text-align: right;">825,413 (755,422)</p> <p style="text-align: right;">〔 繰入金 550 諸収入 3,470)</p> <p style="text-align: right;">市費 821,393</p> <hr/> <p>図書資料の整備に努め、身近で頼れる市民の図書館として充実した図書サービスを提供するとともに、施設の管理運営を行う。</p> <p>1. 地域情報サービス提供 地域情報をインターネット上で閲覧できるシステムを構築する。</p> <p>2. 図書館サービスポイントの設置 土気図書室を改修し、子どもたちが読書に親しむ場や、予約本の受取返却などのサービスを提供する。</p> <p>3. 図書資料整備</p> <p>4. ブックメールカーの運行</p>	<p style="text-align: center;">新 規</p> <p style="text-align: center;">新 規</p>

議 案 説 明

令和2年度当初予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第3号

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和2年1月30日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例
第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の一条を加える。

（教育職員の在校等時間の上限）

第8条の4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別
措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下
「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教
育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第2条
に規定する勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の
量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置
については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定
めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受けて、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める根拠を定めるため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

## 議案第 4 号

千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について  
千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

令和 2 年 1 月 3 0 日 提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

## 千葉市条例第 号

千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部を改正する条  
例

千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例（昭和 4 5 年千葉市条例  
第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会」を「千  
葉市就学支援委員会」に改める。

第 2 条中「心身障害児童生徒の就学についての判定及び就学指導に関  
し、」を「障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援につい  
て調査審議し、教育委員会に」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 8 条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により  
定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第 5 条第 4 項、第 6 条及び前条第 1 項の規定は、部会について準用  
する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の  
議決とすることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員として委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の千葉市就学支援委員会条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により、千葉市就学支援委員会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

~~~~~

議 案 説 明

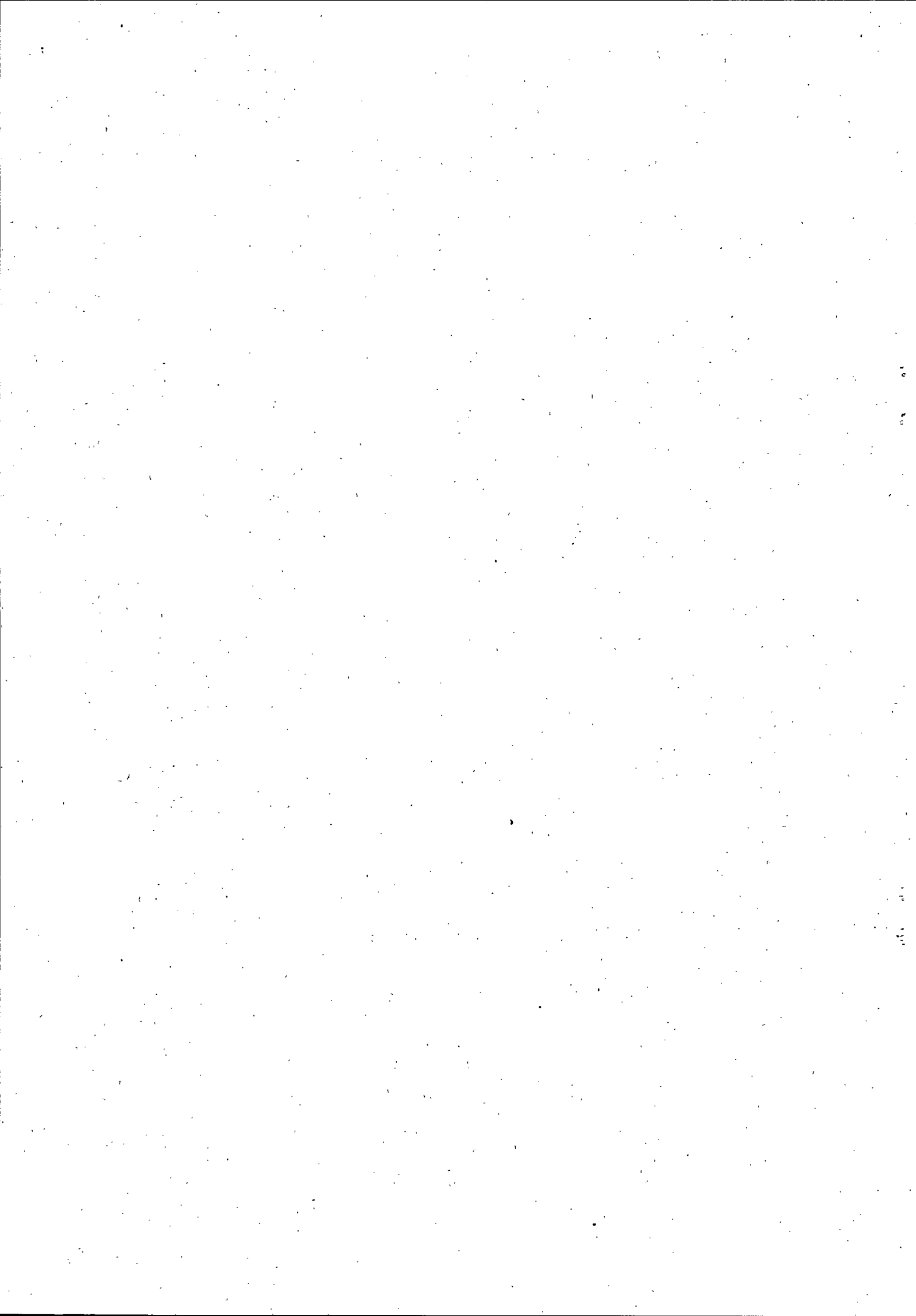
心身障害児童生徒就学指導委員会の名称を変更するとともに、委員会に部会を置くことができることとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

令和 2 年 1 月 3 0 日

令和 2 年千葉市教育委員会会議第 1 回定例会

[参考資料]

報告事項（2）関係	1
議案第 3 号関係	5
議案第 4 号関係	7



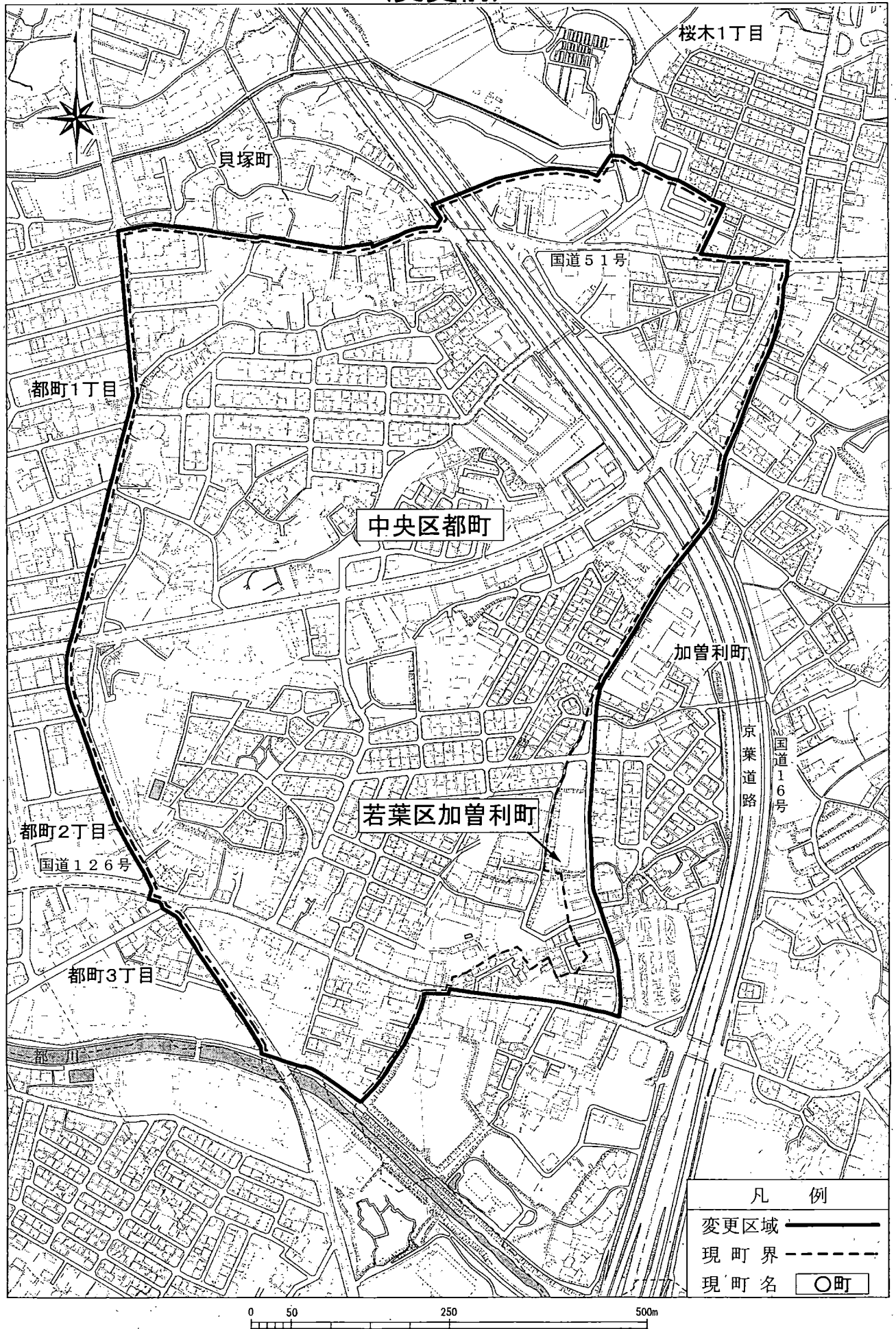
報告事項(2) 関係 参考資料

新旧対照表(千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

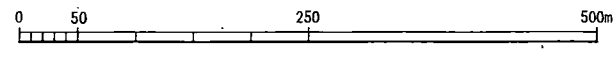
改正前			改正後		
第1条～第3条(略)			第1条～第3条(略)		
別表第1			別表第1		
中学校区	小学校区	通学区域	中学校区	小学校区	通学区域
千葉市立 加曽利中 学 校	千葉市立 都小学校	加曽利町(市立桜木小学校通 学区域を除く。)、都町、 <u>都 町1～3丁目</u> 、貝塚町(市立若 松小学校、北貝塚小学校、院 内小学校及び桜木小学校通学 区域を除く。)	千葉市立 加曽利中 学 校	千葉市立 都小学校	加曽利町(市立桜木小学校通 学区域を除く。)、都町、 <u>都 町1～8丁目</u> 、貝塚町(市立若 松小学校、北貝塚小学校、院 内小学校及び桜木小学校通学 区域を除く。)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2(略)			別表第2(略)		
別表第3			別表第3		
松波1～4丁目、(略)、 <u>都町1～3丁目</u> 、(略)、おゆみ野南 1～6丁目			松波1～4丁目、(略)、 <u>都町1～8丁目</u> 、(略)、おゆみ野南 1～6丁目		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

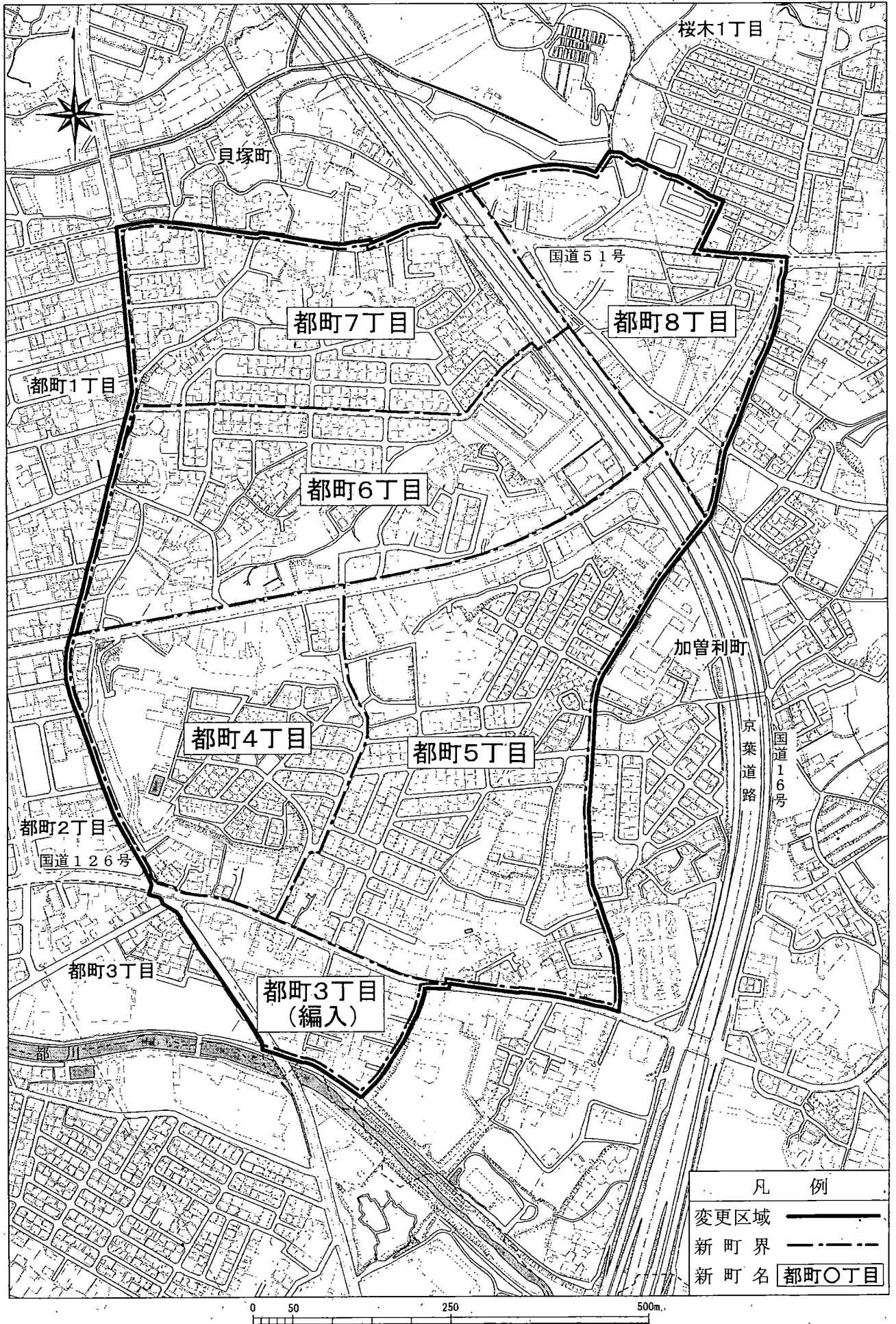
別 図 1 (変更前)



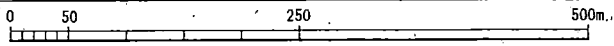
凡 例	
変更区域	———
現町界	- - - - -
現町名	○町



別 図 2 (変更後)



凡 例	
変更区域	———
新町界	- - - - -
新町名	都町○丁目



【議案第3号 参考資料】
千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受けて、規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるため、教育委員会規則の根拠を規定するよう、改正する。

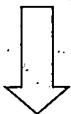
3 施行期日

令和2年4月1日

【参考：法改正の内容】



○法改正により、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月策定)が、法律を根拠とした「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年1月17日付け告示)となった。



指針に基づき講ずべき措置

教育委員会

○学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を定めるため、その根拠となる規定を、条例に定める。

○上限方針を教育委員会規則等において定める。

上限方針の内容

- ・ 在校等時間・・・1か月45時間、1年間360時間上限の範囲内
- ・ 特別の事情がある場合・・・1か月100時間未満、1年間720時間等の上限の範囲内

新旧対照表（千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和39年千葉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第8条の3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>以下 （略）</p>	<p>第1条～第8条の3 （略）</p> <p>（教育職員の在校等時間の上限）</p> <p>第8条の4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（第2条に規定する勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定めるところにより行うものとする。</p> <p>以下 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

1. この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【議案第4号 参考資料】

千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について

1 改正の趣旨

文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」及び特別支援教育の対象者の拡大等を受けて、規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 条例名の改正

委員会の名称を変更し、条例名を以下のとおり改正する。

【改正前】千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例

【改正後】千葉市 _____ 就学支援委員会条例

(2) 所掌事務の改正

所掌事務を以下のとおり改正する。

【改正前】心身障害児童生徒 _____ の就学についての判定及び就学指導
に関し、答申する。

【改正後】障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援
について調査審議し、教育委員会に答申する。

(3) 部会の設置

障害種に応じて、専門的見地から審議が行えるように、部会に関する規定を設ける。

3 施行期日

令和2年4月1日

【参考：文部科学省の通知の内容】

○平成25年10月の文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」より

「就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、『教育支援委員会』(仮称)といった名称とすることが適当であること。」

新旧対照表（千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正）

千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会条例（昭和45年千葉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会</u> 条例 （設置）</p> <p>第1条 本市は、<u>千葉市中心身障害児童生徒就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、<u>心身障害児童生徒の就学についての判定及び就学指導に関し、</u> _____ 答申する。</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第8条</u></p>	<p><u>千葉市就学支援委員会</u> _____ 条例 （設置）</p> <p>第1条 本市は、<u>千葉市就学支援委員会</u> _____（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、<u>障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援について調査審議し、教育委員会に答申する。</u></p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p>（部会）</p> <p><u>第8条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</u></p> <p><u>5 第5条第4項、第6条及び前条第1項の規定は、部会について準用する。</u></p> <p><u>6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</u></p> <p><u>第9条</u></p>

附則（略）

附則（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員として委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の千葉市就学支援委員会条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により、千葉市就学支援委員会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

教育委員会会議第1回定例会座席表

1月30日

